

第7回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和8年7月6日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和8年7月6日（月） 午後1時52分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和8年7月6日（月） 午後2時55分
- 4 委員氏名

(1)出席者（13名）

2番	笠原 勝	3番	松尾 茂敏	5番	中川 實美	9番	田島 真一
10番	内田 弘幸	11番	栄木 正孝	12番	宮寄 芳守	13番	井出 真吾
14番	小田 伸吾	15番	小筏 正治	16番	山崎 正典	17番	坂本 博
19番	林田 剛						

(2)欠席者（3名）

1番	山崎富士子	7番	前田 辰己	18番	東 康敬
----	-------	----	-------	-----	------

5 議事に参与した者

事務局長	釣川 和義
次 長	内田 啓輔
課長補佐	福田かすみ

6 提出議案及び報告事案

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第30号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第6 議案第31号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について

午後1時52分開会

○事務局長（釣川 和義君） それでは皆さん、こんにちは。定刻より早いですけれども、皆さんおそろいですので始めていききたいと思います。

まず、始まる前に、7月1日付の人事異動に伴う職員の紹介をさせていただきたいと思います。

前任の山内主事の代わりに野中主事が農業委員会の事務局に加わりましたので、ご紹介いたします。

○事務局主事（野中 大成君） 皆さん、こんにちは。教育委員会から異動で農業委員会に来ました野中といいます。よろしくお願いします。（「よろしくお願いします」と言う者あり）（拍手）

○事務局長（釣川 和義君） それでは、野中主事についてはここで退席ということでさせていただきますと思います。

○事務局主事（野中 大成君） 失礼します。

○事務局長（釣川 和義君） それでは、会議に入ります前に、本日の議案集の資料について訂正がございますので、説明させていただきます。

まず、議案書の２５ページをお開きください。表中の一番上の段の中央のところですが、上に「貸付人」、下を「借受人」というふうに表示をしておりますが、これの訂正になります。上のほうを「譲渡人」、下のほうを「譲受人」ということで、譲り渡しと譲り受けということで訂正のほうをお願いします。以降のページ、これも３１ページまでになりますが、同様に訂正となりますのでよろしく願いいたします。

それでは、令和８年第７回雲仙市農業委員会総会を始めたいと思います。

議事進行上、発言される場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。

また、携帯電話は音の出ない状態に設定くださいますようお願いいたします。

本日は、東康敬委員、前田辰己委員、山崎富士子委員の３名から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 改めまして、皆さん、こんにちは。足元お悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

まず最初に報告がありまして、６月２５日に長崎県農業会議の総会がございまして、午前、農業者年金の推進委員会にて、雲仙市農業委員会が３部門において優秀な成績であったということで表彰を受けました。そして、個人の部で小浜の井出委員、東部の、東委員と私で年金の推進のほうで特別表彰を受けております。皆さんのおかげで、去年の年金の目標も達成できました。また今年のほうも年金の推進も、皆さん、よろしく願いしたいと思います。

ただいまから、令和８年第７回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第１２条の規定により、９番、田島真一委員、１０番、内田弘幸委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入ります。

日程第2、議案第27号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第6、議案第31号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名についてまでの議案5件となります。

それでは、日程第2、議案第27号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○課長補佐（福田 かすみ君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第27号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号16番から23番までの8件の申請があっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議案番号14番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号16番から20番です。

申請番号16番は、規模拡大農家の要望で農地を購入する案件です。

申請番号17番は、所有者の子が死亡しているため農業後継者となった孫に、農地を贈与する案件です。

申請番号18番は、耕作できない所有者の要望で、規模拡大農家が農地を購入する案件です。

申請番号19番は、耕作利便のため規模拡大農家が借り受ける案件ですが、農地中間管理機構が物納を取り扱わないため、農地法3条での賃貸借申請となっております。

申請番号20番は、相続登記がなされないまま放置され所有者が分からなくなった土地、いわゆる所有者不明土地を隣接者が農業を始める目的で購入する案件です。

本件の経緯を説明しますと、隣接者である譲受人が、荒れ果てたこの農地を管理するために、裁判所に申立てを行い、このたび売買に至った案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号16番から20番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

○委員（2番 笠原 勝君） ちょっと聞きたいです。

○議長（林田 剛君） どうぞ、笠原委員。

○委員（2番 笠原 勝君） すいません。申請番号20番の土地不明で土地管理人の方の売買が対価5万5,000円とありますが、この5万5,000円はじゃあもうその管理人さんのお金になるんですか。どがんってででしょうか。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局次長（内田 啓輔君） さきほど説明もありましたけども、この農地が所有者不明の農地になっておりまして、裁判所から命令されて管理委託されたのがこの笹田さんという、司法書士でいらっしゃるって、管理と処分も含めて命令を受けていらっしゃるんです。この代金につきましても、裁判所から幾らで取引しなさいということで命令を受けておられて、今回売買に至ったわけなんです。納めるのはこの管理人さんにお金が行くんですけど、その後どんななるかは確認してないです。5万5,000円って物すごく安いので、多分手数料ぐらいでもしかしたら消えるのかなとは思いますが。（「分かりました」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。どうぞ、山崎委員。

○委員（16番 山崎 正典君） 所有者不明とかは結構あるんですかね。ほとんどお名前が出るんじゃないですか、あれで。タブレットのほうからほとんど。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局次長（内田 啓輔君） 所有者不明といいますのは、登記簿には名前が載ってるんですけど、相続人とか、今管理は誰がしてるのかとかが分からないと。もしくはもう一個、相続放棄をしてしまってる。後継ぎはいない。相続人も誰もいないという土地が所有者不明土地みたいですね。（「分かりました」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号21番です。

申請番号21番は、市外在住で耕作できない所有者の要望で、以前から作付してもらっている農家へ贈与する案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号21番についてご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（13番 井出 真吾君） 議席番号13、西部調査会長の井出です。

西部調査会分は、申請番号22番と23番です。

申請番号22番は、耕作できない所有者の要望で、農業を始める目的で農地を購入する案件です。

申請番号２３番は、宅地を購入すると同時に、市外在住で耕作できない所有者の要望で隣接する農地を譲り受け、家庭菜園程度で農業を始める案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号２２番と２３番についてご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第２７号、申請番号１６番から２３番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第３、議案第２８号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○課長補佐（福田 かすみ君） 議案書５ページを御覧ください。

〔議案第２８号の朗読〕

議案書６ページ、申請番号３番から５番の３件の申請があっております。詳しくは別添２を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（１４番 小田 伸吾君） 議席番号１４、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号３番です。

申請番号３番について、申請地は農振白地、大正駅から５００メートル以内にある農地で第２種農地と判断しました。

転用目的は農業用倉庫用地及び農家住宅用地としての追認申請となっております。２０年以上前から宅地用地として使用していることで追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号３番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 議席番号１０番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号4番と5番です。

申請番号4番について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で第1種農地と判断しました。

申請目的は一般個人住宅用地です。第1種農地ですので、原則としては転用できない農地ですが、例外規定の既存集落に接続していることから許可できるものと判断しました。

また、20年以上前から宅地用地として使用していることで追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号5番について、申請地は農振農用地です。

申請目的は農業用施設用地です。農振農用地ですので原則としては転用できない農地ですが、例外規定の農業用施設に該当していることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号4番と5番についてご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第28号、申請番号3番から5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○課長補佐（福田 かすみ君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第29号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号13番と14番の2件の申請があります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号13番と14番です。

申請番号13番について、申請地は農振白地、西郷駅から500メートル以内にある農地で第2種農地と判断しました。

転用目的は駐車場用地です。隣接の宅地を購入し、外国人の住居と選果場として利用するための駐車場用地のため、許可に関して特に問題がないものともあります。

申請番号１４番について、申請地は農振白地、１０ヘクタール以上の農地で集団の中にある農地で第１種農地と判定しました。

転用目的は一般農地住宅用地です。第１種農地ですので原則として転用できない農地ですが、例外規定の既存集落に接続していることから、許可に関して特に問題がないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号１３番と１４番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。ありませんか。内田委員。

○委員（１０番 内田 弘幸君） これ、１４番ですけど、議席番号１０番、内田ですけど、１４番の宅地ですけど、これはまだ分筆はされとらん、これですかね。一部ってなっとるけん。１４１―１の一部、３３４平米ってなっとるけん。これはまだ分筆登記がなされとらんということですかね。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○課長補佐（福田 かすみ君） 分筆登記はまだされてませんでしたが、くいはちゃんと打ってる状態ではありました。（「で、よかとですかね」「求積もしっかりしてあると」と言う者あり）そうですね。求積のほうもしっかりされてありました。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 本当やったら分筆登記まで済ませた段階でのやっぱりしてほしいなということで質問させていただきました。

○事務局次長（内田 啓輔君） ありがとうございます。以後ちょっとその辺は頭に置きながら、受付もですね。おりしだいそういう意見が出ましたということで、ありがとうございます。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第２９号、申請番号１３番と１４番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第５、議案第３０号、農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

今回の議案においては、農地中間管理機構による特例事業での所有権移転が初めて議題に上がりましたので、参考人として農林課の宮本班長の同席をお願いします。

〔宮本班長入室〕

○議長（林田 剛君） それでは、事務局、議案事項の説明を求めます。

○課長補佐（福田 かすみ君） 議案書９ページを御覧ください。

〔議案第30号の朗読〕

賃借権設定は、議案書10ページ、整理番号1番から、議案書24ページ、整理番号27番です。

今回、新たに特例事業による売買が上がっており、議案書25ページ、整理番号28番から、議案書31ページ、整理番号38番です。

このことについて、農林課、宮本班長から概要説明がございます。

○農林課班長（宮本 忠房君） 農林課の宮本です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

議案書25ページの整理番号28番から11件ですね。これ、一つずつ全部説明、1個ずつ。

（「いや、概要説明」と言う者あり）その売買特例事業について概要説明をしたいと思っております。

この11件については、国見町の案件が5件、吾妻町3件、愛野町1件、小浜町1件、南串山町が1件、農地の筆数の合計として39筆、39筆ですね。面積が4万3,887平米。売買予定金額の合計金額が3,305万円になっております。

事業の流れとして、この11件については、昨年度から受付を始めました中間管理事業の農地売買特例事業を用いまして、昨年度11件の申込みがあって、今年度正式に売買契約を結ぶものであります。

事前に中部調査会等でも、スケジュール感、ちょっと遅いんじゃないかとかそういったご意見が出されたということで、農業振興公社のほうに、農地の売渡者に少しでも早く農地代金を支払うために、4月の総会、4月、5月の総会時点で促進計画を提出してもらえればと思うんだけど、それができないのはどうしてなのか、補助事業の申請の絡みなのかとか、そのあたりを尋ねてきました。

回答としましては、事業計画の承認の流れといたしまして、機構は、長崎県の農業振興公社は、毎年度、今回から始まるんですけども、新年度の4月以降に売買事業の実施計画を作成して、知事の承認を受けるようになっていると。知事は、さらに国のほうへ承認申請の必要があると。この国及び県の計画承認を受けて、それから初めて買入れ原資となる担い手支援資金というものを全国農地保有合理化協会にお金の借入申請ができるようになります。その全国農地保有合理化協会から借入れができる開始日が4月30日からとなっておるそうで、その貸付けを受けるには、先ほど言いました知事の承認を受けた実施計画の写し等を提出することが必須条件となっておるそうです。また、県は、機構が負担する借入金の損失保証契約の契約を全国農地保有合理化協会と締結する必要があるそうです。

したがって、新年度に入って、国の事業を行うには、新年度に入ってから事業計画承認と資金の借入承認という事務手続上を4月に入ってから行う必要があるので、実務上、促進計画の提出が農業委員会の総会と調整を図って、6月以降が最短でしかもうできないということでお答えをいただいております。

今年度初めてするところもあるものですから、今回この手続を初めてやってみて、来年度以降もス

スケジュールやこういったやり方なのか、見直しを考えているのかということをちょっと問い合わせたところ、今年度の実績と経緯を踏まえて、それぞれの事務工程の中で問題点等の洗い出しを行って、できるだけ期間短縮に向けてスムーズに実施できるように見直し・検討を図ってまいりたいという返事をいただいています。

先ほどの、すいません、スケジュールの続きで、具体的にお金がいづ振り込まれるのか、登記がいつなされるかというところが、まず機構の事業審査会での決定権の認可公告、あと融資金の確保を確認して、所有権移転日、まず農地の所有者から機構に売買して登記に行うのが8月中旬頃を見込んでいます。

次に、機構から買い主——農地を購入するほうですね——から農地代金の請求を同じタイミングぐらい、8月中旬頃に請求を上げて、8月27日までの入金をお願いをします。なので、8月27日までに振り込んでくださいというところが、お金の振込が確認できた後に機構から買い主への所有権移転の登記申請を行うそうです。

それから、登記申請の完了が大体9月中旬頃ぐらいを見込んでいますということですので、最終的に農地の所有者から一旦機構に登記を済ませて、さらにその後、最終的に新たな耕作者に登記が終わるのが9月中旬ぐらいを今のところ見込んでいますということで説明を受けております。

すいません、以上になります。

○議長（林田 剛君） それでは、整理番号1番から38番までの促進計画（案）について、ご意見等ございましたらお願いします。どうぞ、内田委員。

○委員（10番 内田 弘幸君） 今、宮本さんからいろいろと説明がありましたけど、うんうんてうなずきながら聞いとるけど、分からんけん紙に書こう。書いて説明して。教えてくれんか。

○農林課班長（宮本 忠房君） 分かりました。

○委員（10番 内田 弘幸君） 以上です。

○議長（林田 剛君） ほかに。どうぞ、井出委員。

○委員（13番 井出 真吾君） 議席番号13番、井出ですけど、これ、みんな去年上がった物件ですよね。

○農林課班長（宮本 忠房君） はい。

○委員（13番 井出 真吾君） で、9月の中旬までってなったら、1年9か月かかるということなんでしょうか。

○農林課班長（宮本 忠房君） 去年の申請時期によるんですけれども。

○委員（13番 井出 真吾君） それは時期は違うですよ。全部が全部一緒の時期には上がってないと思うんですけど。

○農林課班長（宮本 忠房君） そうですね。

○委員（１３番 井出 真吾君） 大体考えれば、１年９か月ぐらいかかることになるじゃないですか。

○農林課班長（宮本 忠房君） 長い人はそうですね。

○委員（１３番 井出 真吾君） それではちょっと、売る者も買う者も困りやせんですか。あまりにも長うして。もうちょっと短うならんとですか。

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○農林課班長（宮本 忠房君） この制度が開始からもうそういった意見がたくさん出ておりまして、いろんな機会で県とか農業振興公社のほうに要望はもちろん上げています。今回、なかなか担当者レベルであったり、こちらから口頭での要望ということで、なかなか聞かんもんですから、市長会という公的な場所でそういった業務改善要望、これに貸し借りの物納のが廃止された分とかも併せて一応要望をしておるような状況です。やはりそこらあたりで、窓口で私も対応させてもらったんですけども、時間がかかるからもうやっぱり３条のほうでということで、そちらに行かれる方も確かにおられましたので、できるだけそういった要望に沿えるように、早く手続ができるように、これからも要望は継続していきたいと思っています。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 今、一応こっちのほう、宮本君に質問がなくて、こっちのほうの審議は先、終わらんでしょうか。貸し借りのほう。

○議長（林田 剛君） そうですね、貸し借りのところですね。

○委員（１０番 内田 弘幸君） そして、最後に時間をかけて宮本君が。先に、案件のところが先に。（「貸し借りになります」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） 貸し借りの方も含めてご質疑等ございましたらお願いします。１０ページからですね。１０ページから２４ページまでの貸し借りの分も含めて、ご質疑等ございましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員（１０番 内田 弘幸君） そしたら、質問が宮本君にあります。

○議長（林田 剛君） どうぞ、内田委員。

○委員（１０番 内田 弘幸君） １０番、内田です。先ほどの宮本さんの説明は、宮本さんはもう公社のほうといろいろ話をしてくださった上での向こうからの返答ということで、でしょうけど、聞けば聞くほど、公社はなかほうがましやなかったかと思うぐらい、宮本さん、何回も言うとなすかもしれないけどですね。どうしてもやっぱり金の流れの部分が、一旦まとめてしまってそれを国なら国に上げて、そしてという、その金の流れ自体があまりにも、ここの申請を上げて、それからそこから下りてきたとば今度は各県の公社に振り分けてとか、そして県知事の許可がとかですよ。もう何か知らんけど、前のやっぱり基盤強化法ごた感じ、それにやっぱりもうちょっと近づけるような方法で、国か

ら、やっぱり本当にいつも思うとけど、国に申請はせんでもさ、もう買う者から金ばもらえればよからうもんって言いたかとけど、もうそういう方向でしていけばいっちょいっちょ国にとにかく上げんでよかつさね。そして、今年は特に予算が4月にずれ込んだりなんかしてきた関係もあって、またいろいろ事業も遅れたりいろいろありようごたつとですけど、それはもう特別なこっちゃですけど、毎年という、毎回ということじゃなかろうけん、ばってんがもうちょっとやっぱり、さっき井出さんも言わすごと、もう早よから上げて、一番早かとからいけば1年9か月かかるわけたいな、1月に申請して。そしたら、ここに上がってる、おいが知っとる人だけでも結構もうこん地主さんら高齢やもんな。そうしたときに、その人たちにとっちゃ、1年とか1年9か月というとはリスクが太すぎですたい、やっぱり。もう終わりやけんって言って売ろうとしたその人はもう結構高齢でもう80過ぎとるとかも90近かとか分かつとって、若者がときの1年とその人たちの1年は相当やっぱり違うとですたい。そういうことまでひっくるめたときに本当に、こん公社の売買に関してのやり方というとは本当このままでいいのかなというとは思うとですよね、実際。宮本さんもいつも我ががちょこちょこ公社のあそこの下の窓口行ってって言うもんやけん、いろいろ公社のほうには言うてくれよらすとですけど、今の公社の返答がそのくらいでしょうけん。さっき言うて、公社の仕事が、公社の売買に関してまで近かったもんやけん、もうどういう現場が、もう混乱が起こるように、実情やけん、やっぱり市長会かいわい、県知事会かれこれのやっぱりもうこの辺は本気入れて変えてもらわんばですな。もう宮本さんに何かいろいろ言うとるけん、これ以上は言いません。要は、宮本さんも公社のほうといろいろ話ばしてくれよらすけん、この件に関してはもう宮本さんにこれをどうだこうだって言うても、この時点でのあれは変わることはなかと思うんですけど、ただ今後、やっぱりもっと努力して、よか方向になるごとして、公社が公社としての本当にためになる仕事ばするようにしてもらわんことには。すんません、もうこれ以上言うことはありません。よろしく。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。宮本班長。

○農林課班長（宮本 忠房君） ありがとうございます。直接、内田委員さんとの制度に関していろいろ勉強しながら、お叱りも受けながら、一番委員さんが危惧されておところが、8月中旬に一旦公社が登記をして、公社が保有をする。その後、買い主さんにやるのが9月中旬、1か月公社が保有するわけですね。そのときに買い主に不慮の事故であつたりとかした場合に、買い主がもう買わへんとなったときのリスクを負ったら、公社が結局その分が入ってこんで、リスクば負ってから、自分たちが買ってから保有ばせんばいかんというような状況になるので、そのあたりが公社も自分たちの首ば絞めるようなやり方をしているんですよというような言い方も私もさせてもらって、そこの直接的なやり取りであつたり、そこの期間を短くしないと公社が本当にリスクを負って農地を持つような事態になるということも伝えて、スケジュールの見直し等もお願いをしているようなところです。

いずれにしても、長崎県においては、昨年度、今年度ですけれども、14件の案件があつて、うち

雲仙市が11件ですね。あと島原市が1件、波佐見町が2件ですかね。雲仙市が先行的にこの事業を始めて、とにかく担当者の、公社の担当者の方も右も左も分からないような状況の中で、他県の状況を聞いたら、他県は、特に宮崎県とかは4か月程度で処理ができるとかいう情報をいただいて、何でもできるのにできないのかというところも強く言いながら、まず、今年は初めてなもんでというような答えしか返ってきませんでしたので、もっと事務改善につながるように、また強く要望していきたいと思っております。よろしくお願いします。（「すいません、会長」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） 小田委員。

○委員（14番 小田 伸吾君） すいません。宮本さんのほうじゃなくて30ページなんですけど、ちょっと小浜のほうのがわからないもので、5,700平米という畑、何件ぐらいだったかとよく見てるんですけど、これどこあたりの用地になります。（「これは北串小学校のグラウンドの用地」と言う者あり）基盤整備。（「基盤整備」と言う者あり）ああ、基盤整備として上げていたところの畑になっちゃうわけですね。（発言する者あり）分かりました。ありがとうございました。

○議長（林田 剛君） 釣川局長。

○事務局長（釣川 和義君） 先ほどの宮本班長の説明の中で、他県が4か月ぐらいでこの特例事業が終わっているというのは、受付をしてから売買完了まで4か月なんですか。

○議長（林田 剛君） 宮本班長。

○農林課班長（宮本 忠房君） 宮崎県については、申請も申込があってから同じ年度で処理をされているような話を聞いています。福岡・佐賀・熊本については、長崎県と同じようなやり方で、前年度に要望調査を行って、次年度に処理手続、ただ、次年度の処理手続はもうちょっとスムーズにいくような状況を聞いています。

宮崎県は、どうしてじゃあそういう同じ年度で受付をしてすぐ対応ができるのかという話をしたんですけども、宮崎県については先行的にというか、もう前からその事業を取り扱っていて、大体毎年の売買件数であったり、予算の見込みが大体立つということで、それでしているんじゃないかなというような話をちょっと聞いておるような状況です。

○事務局長（釣川 和義君） ありがとうございます。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、宮本班長からも申出がありましたように、今後も私たち農業委員会としても、会長会としても、地道に要望を進めて、期間の短縮等改善されるように要望していきたいと思しますので、今後ともよろしくお願いします。

○農林課班長（宮本 忠房君） よろしく申し上げます。

○議長（林田 剛君） それでは、議案第30号、農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取に

については、特に意見なしとすることとします。

ここで宮本班長の退出をお願いします。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

（「ありがとうございました」と言う者あり）

〔宮本班長退出〕

○議長（林田 剛君） 次に、日程第6、議案第31号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○課長補佐（福田 かすみ君） 議案書32ページを御覧ください。

〔議案第31号の朗読〕

議案書33ページ、受付番号2番、1件の申出がっております。

なお、あっせん委員については、議案書にある農地の所在する担当区域の推進委員を基本に、調査会から1名以上選出していただき、本総会において指名の決定をお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、受付番号2番について、西部調査会長からあっせん委員候補者の報告をお願いします。

○委員（13番 井出 真吾君） 議席番号13番、西部調査会長の井出です。

受付番号2番について、西部調査会からのあっせん委員候補者を、本田健吾委員、増田知宏委員の2名を選出しました。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、各委員さんご質疑等ございましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第31号、農地移動適正化あっせん事業の規定によるあっせん委員の指名については、受付番号2番について、西部調査会から選出された推進委員を指名することに決定します。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 2 時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 7月 6日

議 長

署名委員

署名委員